融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ並びに日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の所属替等の措置を講ずるとともに、復興特別所得税及び復興特別法人税（以下「復興特別税」という。）を創設するほか、当該財源についての公債の発行に関する措置等を定めることとした。（第一条関係）

(二)　復興施策に要する費用（平成二三年度の一般会計補正予算（第1号）及び一般会計補正予算（第2号）に計上された費用を除き、復興債の収入をもって充てられる費用を含む。）の財源については、歳出の削減並びに復興特別税の収入、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入金、日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の処分による収入及び国有財産の処分による収入その他の租税収入以外の収入を活用して、確保することとした。（第二条関係）

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの国債整理基金特別会計への繰入れ（第二章関係）

平成二四年度から平成二七年度までの間において、特別会計に関する法律（以下「特別会計法」という。）第五八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとした。（第三条関係）

3　日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の国債整理基金特別会計への所属替等（第三章関係）

(一)　特別会計法附則第二二五条第四項の規定により財政投融資特別会計の投資勘定に帰属した日本たばこ産業株式会社の株式（株主総会において決議することができる事項の全部について議決権を行使することができないものと定められた種類の株式を除く。）の総数の三分の一を超えて保有するために必要な数を上回る数に相当する数の株式は、同勘定から無償で国債整理基金特別会計に所属替をし、できる限り早期に処分することとした。（第四条関係）

(二)　東京地下鉄株式会社法附則第一一条の規定により政府に無償譲渡された東京地下鉄株式会社の株式（日本国有鉄道改革法等施行法附則第二四条第二項の規定により政府が譲り受けた帝都高速度交通営団に対する出資持分に相当するものに限る。）は、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をすることとした。（第五条関係）

4　復興特別所得税（第四章関係）

(一)　納税義務者

(1)　所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、復興特別所得税を納める義務があることとした。（第八条第一項関係）

(2)　所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、復興特別所得税を徴収し、納付する義務があることとした。（第八条第二項関係）

(二)　課税の対象

(1)　居住者又は非居住者に対して課される平成二五年から平成四九年までの各年分の所得税に係る基準所得税額を課税の対象とすることとした。（第九条第一項関係）

(2)　内国法人又は外国法人に対して課される平成二五年一月一日から平成四九年一二月三一日までの間に生ずる所得に対する所得税に係る基準所得税額を課税の対象とすることとした。（第九条第二項関係）

(三)　基準所得税額

基準所得税額は、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれ次に定める所得税の額とすることとした。ただし、外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税の額を除くこととした。（第一〇条関係）

(1)　非永住者以外の居住者　全ての所得に対する所得税の額

(2)　非永住者　国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税の額

(3)　非居住者　国内源泉所得に対する所得税の額

(4)　内国法人　利子等及び配当等などに対する所得税の額

(5)　外国法人　国内源泉所得のうち利子等及び配当等などに対する所得税の額

(四)　個人に係る復興特別所得税の課税標準

個人の基準所得税額を個人に対し課する復興特別所得税の課税標準とすることとした。（第一二条関係）

(五)　個人に係る復興特別所得税の額の計算

(1)　個人に対して課する復興特別所得税の額は、その個人のその年分の基準所得税額に一〇〇分の二・一の税率を乗じて計算した金額とすることとした。（第一三条関係）

(2)　居住者が納付する各年の控除対象外国所得税の額が所得税の控除限度額を超える場合には、その超える金額を、その年の国外所得に対応する復興特別所得税の額を限度として、その年分の復興特別所得税の額から控除することとした。（第一四条関係）

(3)　復興特別所得税申告書を提出する義務がない者に対して課する復興特別所得税の額は、予納特別税額及び源泉徴収特別税額の合計額によることとした。（第一五条関係）

(六)　申告、納付及び還付等

(1)　所得税の予定納税をする者は、予定納税額に係る復興特別所得税を当該予定納税額に併せて国に納付しなければならないこととした。（第一六条関係）

(2)　所得税の確定申告書を提出する者は、税務署長に対し、次に掲げる事項その他の事項を記載した復興特別所得税申告書を当該確定申告書と併せて提出しなければならないこととした。（第一七条関係）

イ　その年分の確定申告書に係る基準所得税額

ロ　イに掲げる基準所得税額につき計算した復興特別所得税の額

ハ　源泉徴収特別税額がある場合には、ロに掲げる復興特別所得税の額から当該源泉徴収特別税額を控除した金額

ニ　ハに掲げる金額の計算上控除しきれなかった源泉徴収特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

ホ　予納特別税額がある場合には、ロに掲げる復興特別所得税の額（源泉徴収特別税額がある場合には、ハに掲げる金額）から当該予納特別税額を控除した金額

ヘ　ホに掲げる金額の計算上控除しきれなかった予納特別税額がある場合には、その控除しきれなかった金額

(3)　復興特別所得税申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき復興特別所得税を所得税に併せて国に納付しなければならないこととした。（第一八条関係）

(4)　復興特別所得税申告書を提出した者について、復興特別所得税額の計算上控除しきれない予納特別税額及び源泉徴収特別税額があるときは、その復興特別所得税を所得税に併せて還付することとした。（第一九条関係）

(七)　法人に係る復興特別所得税の課税標準

法人の基準所得税額を法人に対して課する復興特別所得税の課税標準とすることとした。（第二六条関係）

(八)　法人に係る復興特別所得税の額の計算

法人に対して課する復興特別所得税の額は、その法人の基準所得税額に一〇〇分の二・一の税率を乗じて計算した金額とすることとした。（第二七条関係）

(九)　源泉徴収等

(1)　所得税の源泉徴収をすべき者は、源泉徴収税額に係る復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、これを当該源泉徴収税額に併せて国に納付しなければならないこととした。（第二八条関係）

(2)　所得税の年末調整をする者は、当該年末調整と併せて復興特別所得税についても年末調整を行わなければならないこととした。（第三〇条関係）

(一〇)　当該職員の質問検査権等及び罰則について必要な規定を定めることとした。（第三二条、第三四条～第三九条関係）

(二)　その他

所得税法の規定に準じて所要の規定を設けるほか、復興特別所得税に係る所得税法その他の法律の適用につき必要な事項を定めることとした。（第七条、第一一条、第二〇条～第二五条、第二九条、第三一条及び第三三条関係）